

# 四條畷市農業委員会議事録

開催 令和8年3月10日

# 四條畷市農業委員会議事録

令和8年3月10日(火)午後1時30分

四條畷市市民総合センター3階視聴覚室

## 1 本日の出席委員

臨時議長	南野 靖博
委員	西川 一也、北田 澄子、岡嶋 祐之、林 秀一、村上 治、 西尾 秀文、小林 克重、田中 邦明

## 2 本日の欠席委員

中西 久雄、丸石 正、土井 一憲、久門 廣美、片下 周司

## 3 本日の事務局職員

事務局長	渡邊 卓嗣
事務局長代理	森 大和
事務局主査	衣笠 航平

## 4 本日の議案

- 日程第1 [議案第98号] 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- 日程第2 [議案第99号] 農地法第3条の規定による許可申請の件
- 日程第3 [議案第100号] 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件
- 日程第4 [議案第101号] 市長と四條畷市農業委員会との地方自治法第180条の7の規定に基づく協議の申し入れの件
- 日程第5 [議案第102号] 四條畷市農業委員会の権限に属する事務の一部を市長に委任する規則の制定の件
- 日程第6 [議案第103号] 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の件

## 5 本日の資料 現地写真

事務局主査 午後1時30分開会を宣言。  
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。  
本日は中西会長、丸石会長代理、土井委員、久門委員、片下委員が欠席されています。  
四條畷市農業委員会規則第7条により、総会の議長は会長が務めることとなっておりますが、本日は会長及び会長代理が出席されていないため、臨時に議長を選出していただく必要がございます。  
まず、臨時議長の選出方法ですが、四條畷市農業委員会規則第2条の会長及び会長代理選出規定に倣い、出席委員の互選によりお願いしたいと存じますがよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

事務局主査 ご異議ございませんでしたので、互選により、臨時議長を選出いたします。それでは、臨時議長をご推薦いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

林委員 南野委員がいいのではないのでしょうか。  
事務局主査 ただいま、林委員から南野委員を臨時議長にとの推薦がございましたが、ご異議ございませんでしょうか。

全委員 異議なし。  
事務局主査 ご異議ございませんでしたので、本日は南野委員に臨時議長をお願いしたいと存じます。それでは、南野委員よろしく願いいたします。

臨時議長 それでは、本日は臨時で議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。  
本日の案件は6つとなっておりますので、これからご協議頂きますよう、最後までよろしくお願いいたします。  
本日の議事録署名者には、林 秀一委員と村上 治委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。  
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしくお願い致します。

## 日程第1 議案第98号

### 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

臨時議長 議案第98号につきまして、事務局より説明をお願いします。  
事務局主査 議案朗読。詳細については担当より説明します。  
事務局主査 それでは、ご説明いたします。  
農地の賃貸借は農地法第18条において、知事の許可を受けなければ解約できないことになっております。ただし、合意による解約がその解約によって農地等を引き渡すこととなる期限前6ヶ月以内に成立した合意で、その旨が書面において明らかであるものについては、農業委員会への届出を行うことにより許可を要しません。  
今回は農地を引き渡すこととなる期限前6ヶ月以内に書面において合意解約が成立しておりますので、知事の許可は不要になり、農業委員会への通知のみになります。  
番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。  
菟屋本町227-1、230堀溝小学校の北東側付近で、現況は前方モニターのとおりです。  
今回、賃貸借の合意解約に至りましたので、農地法第18条第6項の規定による通知書を受理いたしました。  
事務局からの説明は以上でございます。

臨時議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員 境界がブロックの真ん中あたりを示しているから、農地側の部分を今回申請しているということでしょうか。

事務局主査 お示しのとおりです。

林委員 モニターでいう左側半分が土留めになっているのか、それともブロック塀となっている全てが土留めで半分側だけ転用するのかどちらか。

事務局主査 もともと、この申請の面積の場所、モニターでいう境界の左側は土留めになっていました。右側に住宅が建っていますが、住宅建てる際に土留めも一緒にブロック塀に入れてしまったため、ブロック塀の左側と右側で所有者が異なるという状況となりました。今回はそこを整理するために申請と

林委員	なったものです。
事務局主査	この左側の農地は何か開発が行われるのか。 まだ現時点で4条や5条の届出の相談はありませんが、開発の話があると聞いたことはございます。
林委員	この今回の申請面積は非常に細かい数字だが、分筆はされているのか。
事務局主査	分筆されております。
村上委員	現状に合わせたということかな。
事務局主査	おっしゃるとおりです。今回は本当にきっちりとした測量を行って、正規の手続きを丁寧に踏んでいただいたという案件かと思えます。
臨時議長	他にございませんか。
全委員	なし。
臨時議長	ないようですので、この件については委員会報告と致します。

## 日程第2      議案第99号

### 農地法第3条の規定による許可申請の件

臨時議長	議案第99号につきまして、事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案朗読。詳細については担当より説明します。
事務局主査	それでは、ご説明いたします。 農地法第3条とは農地を農地として使用するために、所有権を移転したり、農地を貸し借りする場合に必要な許可になり、この申請書が提出されますと譲受人が適正に農地を管理できるかどうかを判断することになります。番号1と2は関連する案件のため、まとめて説明させていただきます。 番号1の場所については、位置図No2、番号2の場所については位置図No3をご覧ください。 大字上田原145－5他4筆、同じく大字上田原154－1他2筆は、田原台三丁目公園の北側並びに東側付近で、現況は前方モニターのとおりです。 譲受人は耕作面積48,398㎡、耕作歴15年と農業経験は十分に有しており、水稻の栽培を行う予定です。 3月3日(火)午前9時30分から地区農業委員の西尾委員、小林委員と現地立会調査を行いました。 事務局からの説明は以上でございます。
臨時議長	ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありますか。
小林委員	番号1と番号2の耕作面積が全く同じなんですが、こんなことがありえるのでしょうか
事務局主査	今回は、番号1と2が関連する案件のため、1と2を合計した面積を記載しております。
村上委員	譲受人は、他の場所でも耕作していてその合計でこの面積という理解でいいですか。
事務局主査	お示しのとおりです。
村上委員	48,000㎡ってかなりすごいですよね。
事務局主査	家族経営で京都など他のエリアでも耕作されています。大東市の専業農家でございますので、力を入れて農業に取り組んでおられます。
林委員	整形の土地でやるのであればやりやすいだろうけど、こんな飛び飛びではやるのも難しそうですね。

事務局主査 実際、譲受人もまとまった土地でできるのが理想的であるとお話はいただきましたが、四條畷市も大東市からは近いので、まだ耕作しやすいとのことでした。

臨時議長 他になにかございますか。

全委員 なし。

臨時議長 ないようですので、この件については委員会決定と致します。

### 日程第3 議案第100号

#### 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

臨時議長 議案第100号につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局長 議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局主査 それでは、ご説明いたします。

この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。

番号1の場所については、位置図No4をご覧ください。

南野二丁目1584、1599-1は畑中児童遊園の東側付近で、現況は前方モニターのとおり、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

臨時議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありますか。

全委員 なし。

臨時議長 ないようですので、この件については委員会報告と致します。

林委員 この納税猶予は3年に1回確認があるんですね。税務署から案内があるが、農業委員会に提出する書類はあるのか。

事務局主査 税務署からくる書類の中に、別紙と書かれた納税猶予の対象農地の記載がある書類がございます。それと一緒に事務局の窓口にてお渡ししている書類2枚に記載を頂く手続きとなっております。

林委員 税務署から案内がきたらそれを窓口を持っていけば手続きできる流れか。

事務局主査 封筒ごとお持ちいただければ、必要な対応を取らせていただきます。現地確認等ありますので、2週間程度お時間余裕をもっていただけますと幸いです。

臨時議長 他に何かございますか。

全員 なし。

臨時議長 ないようですので、この件については委員会報告と致します。

### 日程第4 議案第101号

#### 市長と四條畷市農業委員会との地方自治法第180条の7の規定に基づく協議の申し入れの件

臨時議長  
事務局長  
事務局主査

議案第101号につきまして、事務局より説明をお願いします。  
議案朗読。詳細については担当より説明します。  
それでは、ご説明いたします。

令和8年4月1日に施行される地方自治法の一部を改正する法律により、地方自治法第244条の6が新設され、農業委員会を含む執行機関は、サイバーセキュリティの確保について、方針を定め、必要な措置を講じることが義務付けられることになりました。

事務の委任については、総務省より必要となる情報セキュリティ対策がおおむね同様のものとなるなど別個の自治法上の方針を定めることが非効率となるような場合に、一つの方針を複数の執行機関で共同で策定することも可能とされ、具体例として、市長に事務を委任する方策が示されております。

サイバーセキュリティの確保に関する方針を定めるにあたっては、専門的な知識を要することから、この方針の策定を四條畷市農業委員会として行うよりも、市長に委任する方が効率的かつ効果的な方針となることが想定できます。以上踏まえて、地方自治法第244条の6第1項に規定する方針を定める、又は変更するにあたり、事務を市長に委任する旨市長に対し、協議の申し入れを行うことについて意見を求めるものです。

右肩「資料1」にて協議書案を作成しておりますので、ご参考にご確認ください。

事務局からの説明は、以上でございます。

臨時議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

村上委員  
事務局長代理

法律第何条とか色々出てきてよくわからない。

前方モニターをご覧ください。補足で説明させていただきます。農業委員会や市役所では、様々な個人情報を持っていますので、セキュリティを確保する方針の作成を義務付けるため法律の改正がありました。そもそも市役所では持っていないのかと思われる委員もいらっしゃると思いますが、実際に作成はされており、農業委員会も含めた方針となっております。ただし、今回の法改正を受けて、各執行機関ごとに作成することが示されております。一方で、農業委員会等の執行機関でも使えるように作成している中で、農業委員会で作成するのは非常に非効率である中、市長に事務を委任することで、市長部局に農業委員会の分も含めて作成するための協議を行いたいと考えています。事務局の判断のみで対応できないため、今回農業委員の皆さまに諮らせていただき、手続きを進めさせていただきたいという内容でございます。

村上委員

地方自治法第180条の7の規定により、市長に協議の申し入れができるという理解ですかね。第244条の6第1項に規定する方針とあるがこれはなにか。

事務局長代理

サイバーセキュリティの確保についての方針を作成の義務付けというのが第244条の6第1項の規定で、手続きを市長に委任することに関する規定が地方自治法第180条の7です。

臨時議長  
全委員  
臨時議長

他になにかございますか。

なし。

ないようですので、この件については委員会決議と致します。

## 日程第5

## 議案第102号

### 四條畷市農業委員会の権限に属する事務の一部を市長に委任する規則の制定の件

臨時議長  
事務局長  
事務局主査

議案第102号につきまして、事務局より説明をお願いします。  
議案朗読。詳細については担当より説明します。  
それでは、ご説明いたします。  
右肩「資料2」「資料3」をご覧ください。規則の案並びに規則の制定の概要についてお配りしておりますので、ご確認ください。  
先ほど、議案第101号において、地方自治法第244条の6第1項に規定する方針を定める、又は変更するにあたり、事務を市長に委任する旨の協議の申し入れについてご決議いただきました。  
このことから、地方自治法第180条の7の規定に基づいて、当該事務を市長に委任することとするため、本規則を制定するものでございます。施行日は法改正に合わせ、令和8年4月1日となります。  
事務局からの説明は、以上でございます。

臨時議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

村上委員  
事務局主査

この244条の6第1項というのは、さっきのやつですか。  
そのとおりです。個人情報等取り扱う機関において、セキュリティを確保するために、方針を作成しようという内容のものです。先ほど議案101号にて作成するにあたって市長に委任することを決議いただきましたが、その委任をするための規則を制定してもよいか諮らせてもらう議案です。

臨時議長  
全委員  
臨時議長

何かございますか。  
なし。  
ないようですので、この件については委員会決定と致します。

## 日程第6

## 議案第103号

### 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の件

臨時議長  
事務局長  
事務局主査

議案第103号につきまして、事務局より説明をお願いします。  
議案朗読。詳細については担当より説明します。  
それでは、ご説明いたします。  
令和元年10月に2市町において農業委員会関係者が農地法違反等により逮捕されるという事件があり(詳細は※①②)農林水産省より綱紀粛正の通知が発出されました。このことを受け、全国農業会議所から全ての農業委員会に対し、職責の再認識と法令違反の再発防止の申し合わせ決議を行うよう依頼がありました。このことから、四條畷市農業委員会におきましても農業委員会法第31条(※③)及び同法第33条(※④)を適切に実施し、農業委員会の議事の公正さを確保する決議内容となります。また、決議を保持するため年1回、同様の決議を議案として提出させていただきます。

臨時議長

事務局からの説明は、以上でございます。  
ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員

農業委員会法第31条と33条の内容はなにか

事務局主査

農業委員会法第31条は議事参与の制限となっておりまして、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。となっております。納税猶予の案件の際とかに、委員に席を外していただく案件があるかと思いますが、まさにあれをしっかりと行ってくださいという内容でございます。

農業委員会法第33条は議事録となっておりまして、会長は農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公開しなければならない。となっております。皆様には議事録の署名者として署名をお願いしているかと思いますが、その後、本市のホームページにおいて掲載しております。

村上委員

市のホームページに入ってこの議事録のページまではたどりつけるものなのか。

事務局長

農業委員会で検索していただくと、上から二つ目に議事録のページがあり、そちらに飛ぶことができるようになってます。

臨時議長

他にございますか。

全委員

なし。

臨時議長

ないようですので、この件については委員会決議と致します。

臨時議長

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会はこちらをもちまして閉会とします。

午後2時00分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 議 長

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 書 記